

「みどりの森 処分場」

発行日 2018/3/27

平成30年度【廃棄物処理料金単価表】

	NO	廃棄物の種類	形状・性質	処理料金	
				(円/kg)	
管理型埋立品目	1	燃え殻	焼却灰・石炭灰	23	
	2	汚泥(含水率85%以下)	無機性(ベントナイト・セメントミルク汚泥等)	28	
	3	汚泥(含水率50%以下)	無機性(乾燥・脱水汚泥等)	23	
	4	汚泥(含水率85%以下)	有機性(油混入汚泥5%未満の物)	40	
	5	廃油(タールピッチ類に限る)	アスファルトルーフィング・アスファルト防水	40	
	6	ばいじん	ばい煙発生施設・焼却施設の集塵装置で集められたもの	23	
	7	紙くず	包装紙・段ボール・障子紙・梱包材等	23	
	8	繊維くず	畳・絨毯・ウエス等天然繊維製のもの	23	
	9	管理型混合廃棄物 B	廃石膏ボード	33	
	10	管理型混合廃棄物 G	窯業系サイディング・木毛板・木質サイディング	33	
	11	管理型混合廃棄物 S	ビニールクロス・セメント袋等	38	
	12	管理型混合廃棄物 H	121	石膏ボード混の廃棄物・受入可能品目が複数の混合廃棄物	47
			122	金属サイディング(ウレタン・紙・金属混合物)	57
			123	セルローズファイバー・スーパージェットファイバー	140
124			発泡スチロール、ウレタンフォーム・スポンジ、スタイロフォーム、ガラス繊維くず等混合廃棄物	200	
125			廃棄物に石綿含有産業廃棄物が付着している物	47	
126			※①250kg以下の重量の場合は一式での金額設定となります。	12,000円/式	
127			※②1辺の長さが1.5m以上ある長尺物はm3単価で受入となります。	30,000円/m ³	
13	動植物性残さ	食品・香料・医薬品製造業等から生じる動植物の不要物	40		
14	鉱さい	不良鉱石、粉炭かす、鉱じん、破石くず、鑄物砂、サンドブラスト廃砂	23		
特管	15	廃石綿等	151	アスベスト(二重に梱包した廃石綿)	143
			152	※①250kg以下の重量の場合は一式での金額設定となります。	36,000円/式
			153	※②1辺の長さが1.5m以上ある長尺物はm3単価で受入となります。	50,000円/m ³
破砕	16	木くず	新築、改築、解体等建築工事によって生じたもの	5	
			抜根・伐採木(大きいものは前処理手数料を負担頂きます)	7	
安定型埋立品目	17	金属くず	鉄、アルミ、ステンレス等の単一金属	5	
	18	廃プラスチック類	建築資材・農業ビニール・硬質プラ等製造過程で出るもの等	30	
			上記の性質・形状で1辺が概ね15cm~1mまでの大きさの物	40	
			発泡スチロール・スタイロフォーム・ウレタンフォーム	200	
	19	ガラスくず・	板ガラス及びガラス製品、スレート板	30	
	20	コンクリート・陶磁器くず	コンクリートくず・陶磁器くず・モルタル・ALC板・レンガ等	30	
	21	ガラス繊維くず	グラスウール、ガラス繊維くず、ロックウール、ブローイング等(外被無)	150	
	22	ゴムくず		30	
	23	がれき類	有筋・無筋・アスファルトくず等		
			30cm以上の物は前処理手数料が掛ります。	30	
			241 非飛散性アスベスト(石綿板・石綿スレート板・Pタイル等)	35	
24	石綿含有産業廃棄物	242	※①250kg以下の重量の場合は一式での金額設定となります。	9,000円/式	
		243	※②1辺の長さが1.5m以上ある長尺物はm3単価で受入となります。	20,000円/m ³	
		25	安定型混合廃棄物	がれき類、ガラスくず、陶磁器くず、金属くず等の混合物	35
その他		前処理手数料	形状により前処理等の作業が必要な場合	10	
		上記種類で形状・性質が判別不可の物	MSDS等の提出により単価及び受入条件が異なります		
		※受入不可物※	有害物を含むもの及び上記廃棄物以外のもの		

(有効期間平成30年4月1日~平成31年3月31日)

◎廃棄物搬入及び処分等について

- 1 廃棄物処理を委託する場合は事前に書面による契約が法律により定められています。
- 2 廃棄物処理にはマニフェスト(産業廃棄物管理票)が必要となります。必要事項を記入したものを持参して下さい。
- 3 搬入時は飛散防止の為、荷台の廃棄物をシートやネットで必ず覆って来て下さい。
- 4 道道より処分場までの道は最徐行厳守、他車との接触及び路肩等注意の上、走行して来て下さい。
- 5 廃棄物の種類・形状・性質や荷姿等により、処理料金が変動致します。事前のご確認をお願い致します。
- 6 処理手数料は、搬入の都度現金でのお支払いをお願い致します。(消費税別途)
- 7 埋立処分する品目について「北海道循環資源利用促進税(循環税)」が1トン当たり1,000円課税されます。
- 8 m3単位での受入及び一式での受入品目については実重量分が循環税の課税対象となります。
- 9 廃石綿・石綿含有産業廃棄物の搬入は前日までに必ず重量及び容積を連絡下さい。(連絡無い場合受入不可)
- 10 受入時間 :8:30~17:00 (11月~3月 8:30~16:30) となります。
- 11 休日 :日曜・祝祭日 となります。(年末年始及びGW・お盆等の搬入は事前に御確認の上来場下さい)
- 12 受入基準、その他のお問い合わせにつきましては下記までお願い致します。

旭東清掃株式会社

◆本社

◆みどりの森 処分場

産業廃棄物処分業 許可番号 第05040006082号・第05080006082号

旭川市新星町1丁目1番9号 TEL 0166-25-6145 FAX 0166-23-5329

旭川市江丹別町芳野5番 TEL 0166-49-0800 FAX 0166-49-0801